

はじめに

2017年11月1日に「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行されるとともに、同法施行規則第6条において、実習制度の対象職種及び作業として「介護」が、試験として「介護技能実習評価試験」が追加されました。

この「介護技能実習評価試験」では、業界団体総意のもと、技能実習生が勤務する事業所・施設へ「試験評価者」が訪問し、実技試験や学科試験を実施する方式が採用されています。また、その試験を準備・監督し、実技試験の評価を行う「試験評価者」には、「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」における「アセッサー資格」を有する者で、かつ「試験評価者養成講習」を修了した者とされています。

介護技能実習評価試験は、全国で随時実施されることから、試験の円滑な運営・実施のためには、試験評価者を全国に万遍なく配置する必要があります。試験評価者数を増やす一方で、試験という特性上、試験評価結果の公平性、均質性の確保も求められています。さらには、技能実習生の入国時期や場所は様々であり、試験評価者の活動の頻度も一定とはならないことから、試験評価者の資質を向上させるための継続的な支援を行うことも重要となります。

このため、本調査研究事業では、本年度から試験実施機関が実施している試験評価者養成講習及びこの受講修了者（試験評価者）を対象としたカリキュラムや研修内容の検証・分析を行うとともに、eラーニング等の活用など試験評価者の資質向上のための総合的な支援ツールの開発について検討を行いました。

検討にあたっては、検討委員会（委員長：原口恭彦 東京経済大学経営学部教授）を設置するとともに、映像音声を利用した自律学習システムの実績を持つClipLine株式会社にも協力いただきました。また、試験評価者養成講習を実際に受講した試験評価者の皆様には、集合講習時のアンケートに加え、その後自己学習を実施してもらう検証に協力いただきました。他職種の技能実習評価試験実施機関にも、試験評価者（試験監督者）の養成についてアンケートに協力いただいています。本調査研究事業の実施にあたっては、多くの方に協力いただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

試験評価者は、介護現場で実際に働く介護職員であると同時に、介護技能実習評価試験の仕組み、評価項目・評価基準の考え方等について正しく理解していることから、今後の外国人技能実習制度の普及啓発に大きく寄与することが期待されます。その資質の維持・向上は、我が国の介護職種における「技能移転」を推進していく上でも非常に重要な意味を持つことから、本調査研究事業の成果が、より効率的・効果的な支援ツールの開発を進めるとともに、継続的な支援体制の構築につながることを期待しています。

～ 目 次 ～

第 1 章 調査研究概要	1
1. 事業名	2
2. 事業実施目的	2
3. 実施体制	3
(1) 検討委員会名簿	3
(2) 検討委員会の開催	3
4. 各種調査の実施概要	4
第 2 章 「介護技能実習評価試験」の試験評価者養成の手法の分析結果	7
1. 介護技能実習評価試験 試験評価者養成についての分析	8
(1) 介護技能実習評価試験の仕組み	8
(2) 試験評価者の資質と要件	9
(3) 試験評価者の養成状況	10
(4) 試験評価者養成講習の内容	12
2. 調査 1：試験評価者養成講習の受講者（試験評価者）へのアンケート	14
(1) 調査目的、調査対象、調査方法	14
(2) アンケート結果	14
(3) 再現動画による模擬評価の結果	17
(4) アンケート結果等から得られた課題について	20
3. 調査 2：他職種の技能実習評価試験実施機関へのアンケート	22
(1) 調査目的、調査対象、調査方法	22
(2) アンケート結果	22
(3) 介護職種と他職種の大きな違い	26
第 3 章 試験評価者の資質向上のための支援ツールの検討	27
1. WEB 支援ツールの検討について	28
(1) 検討の経緯	28
(2) 検証内容	28

(3) システムの仕組み	29
(4) 開発にあたっての留意点	30
(5) 構成（案）	31
2. 調査3：試験評価者の資質向上のための支援ツールの開発に伴う検証	36
(1) 検証対象、検証方法	36
(2) 第1弾検証 調査結果	36
(3) 第2弾検証 調査結果	38
(4) 再現動画による模擬評価の結果	45
(5) 検証結果から得られた課題	47
第4章 試験評価者の資質向上のための支援ツールのあり方について	49
1. 課題の整理	50
2. 今後の「試験評価者養成講習」等のあり方について	52

参考資料

・調査1：試験評価者養成講習 アンケート用紙	56
・調査1：試験評価者養成講習 アンケート結果	58
・調査2：他職種の技能実習評価試験実施機関に対する依頼状、アンケート用紙	61
・調査3：第1弾検証調査の依頼状	66
・調査3：第2弾検証調査の依頼状	69
・調査3：第2弾検証調査の説明資料	71
・調査3：第1弾検証調査アンケート結果	74
・調査3：第2弾検証調査アンケート結果	75